

平成26年度文部科学省機構・定員について（主要事項）

平成25年12月

1. 機構 ※改正後の組織名はすべて仮称

- ①2020東京オリンピック・パラリンピック支援室の設置（7年時限）（スポーツ・青少年局）
- ②障害者スポーツ振興室の設置（スポーツ・青少年局）
- ③企画官（原子力損害賠償担当）の設置（3年時限）（研究開発局）

2. 定員

（1）増減

- 平成26年度新規増員数 36人
 - 平成25年度補正予算による増員数 6人（原子力損害賠償業務対応）
 - 合理化減数 ▲31人
 - その他 ▲4人
- ＜参考＞平成26年度末定員2,093人

（2）新規増員される主な事項

① 教育再生の実行

- ・ 高校修学支援の体制強化（初等中等教育局）
- ・ 道德教育の推進体制の強化（初等中等教育局）
- ・ 初等中等教育段階からのグローバル化対応のための体制の強化（初等中等教育局）
- ・ 日本人学生の海外留学の促進を支援する体制の強化（高等教育局）
- ・ 大学教育の質保証充実のための体制の強化（高等教育局）
- ・ 専修学校の「職業実践専門課程」実施のための体制強化（生涯学習政策局）

② 科学技術イノベーションに適した環境創出

- ・ 研究開発成果の実用化に向けた新たな産学官連携の推進体制の強化（科学技術・学術政策局）
- ・ 研究における不正行為・研究費の不正使用への対応体制の強化（科学技術・学術政策局、研究振興局）
- ・ インフラ構造材料の研究開発推進体制の強化（研究振興局）
- ・ 宇宙輸送の推進体制の強化（研究開発局）
- ・ 海洋分野における国家基幹技術の推進体制の強化（研究開発局）

③ スポーツ立国の実現

- ・ 2020東京オリンピック・パラリンピック開催に係る体制の強化（スポーツ・青少年局）
- ・ 障害者スポーツの推進体制の強化（スポーツ・青少年局）
- ・ 運動部活動指導の推進体制の強化（スポーツ・青少年局）

④ 文化芸術立国の実現

- ・ 著作権等の二国間・複数国間の各種協定等に対する体制の強化（文化庁）
- ・ 「民族共生の象徴となる空間」における博物館の整備検討体制の強化（文化庁）

⑤ 復興、防災の推進

- ・ 原子力損害賠償業務の着実な実施のための体制の強化（※平成25年度補正）（研究開発局）
- ・ 文教施設の津波対策の推進体制の強化（文教施設企画部）

等